

令和8年度から

浄化槽の検査費用を市が 全額負担します

市は、浄化槽法第11条検査の対象者に対し、費用を全額負担する事業を令和8年度から開始しました。



浄化槽法第11条検査とは？

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能を十分に発揮できているかを確認するための検査です。年に一度必ず検査しましょう。

浄化槽を使用する人が守らなければならない3つの義務

1. 保守点検

浄化槽の装置が正常に作動しているか点検・診断します。



2. 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥を取り除き、内部を清掃します。



3. 法定点検

装置の動作確認など浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断します。



申請手順

※本事業は**合併処理浄化槽**を使用している人が対象です。

1

静岡県生活科学検査センターへ検査を依頼

☎ 054(621)5030

検査センターへ申し込みをしてください。

2

申出書の提出

対象者は、上下水道課から申出書が届きます。
申出書を上下水道課へ提出してください。

3

検査

受領後、検査センターが検査します。
検査費用 **5,800 円**は、市で負担します。



市ホームページ



合併処理浄化槽への転換を推進しています

補助金を活用して設置することができるため、お早めに汲み取り便槽・単独処理浄化槽からの転換をご検討ください。



詳細はこちら

照会 上下水道課 ☎0537⑤1126